

議案第9号

北本市社会教育委員設置条例の一部改正について

北本市社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月21日 提出

北本市長 石津賢治

北本市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

北本市社会教育委員設置条例（昭和24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付する。

第4条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「条例施行」を「条例の施行」に、「北本市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第5条とする。

第3条に見出しとして「（任期）」を付し、同条第2項中「北本市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第2条に見出しとして「（定数）」を付し、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第9号参考資料

北本市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に基づき、北本市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員の定数は、15人とする。</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。 2 北本市教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</p>	<p><u>（設置）</u> 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に基づき、北本市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p><u>（委嘱の基準）</u> 第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p><u>（定数）</u> 第3条 委員の定数は、15人とする。</p> <p><u>（任期）</u> 第4条 委員の任期は、2年とする。 2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。</p>

- 3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。
4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 この条例に規定するものを除くほか、この条例施行
に関し必要な事項は、北本市教育委員会がこれを定める。

- 3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。
4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施
行に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。